

第138回島根県個人情報保護審査会（全体会）の開催結果について

下記のとおり会議を開催しました。

記

開催日時：令和4年6月30日（木） 午後1時30分から

開催会場：島根県庁第三分庁舎 竹島資料室 研修室（松江市殿町1）

出席者：永松会長、清原委員、永野委員、福間委員、マユー委員、和久本委員、
事務局職員5名

議題

- (1) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における対応について
(諮問事項の審議)

○審議の概要（意見は主なもののみ記載）

- ・個人情報開示請求にかかる手数料

現行と同様、請求に関する手数料は「無料」写しの作成に要する費用は徴収・・・了承

- ・行政機関等匿名加工情報に係る提案者が納める手数料

標準とすることとされている政令で定める額・・・了承

- ・個人情報開示請求等手続きに関する規定

改正法にあわせ、決定期限を30日以内（延長30日＜計60日＞）とする・・・継続審議

(意見) 請求で複雑な事案も増えてきている印象はある

改正法の期限が30日であることから不合理とまではいけない

開示・非開示の可否の慎重な判断が必要であることは理解できる

早期開示が求められる事例も多いのではないかと

県民の立場からは制限されるのではないかとという心配はある

- ・地方公共団体が定める「条例要配慮個人情報」

条例要配慮個人情報は定めない・・・了承

(意見) 要配慮個人情報の運用は、情報の性質をふまえ適切に運用すること

今後、国の動向や他県の様子もみながら条例要配慮個人情報の規定の検討も必要となるかもしれない

- ・「個人情報報ファイル簿」とは別に作成・公表する帳簿（個人情報取扱事務登録簿）

個人情報取扱事務登録簿は存続させる・・・了承

- ・情報公開条例における公開情報及び非開示情報との整合

非開示情報から公務員の職務遂行に係る氏名を除外する・・・了承

- ・審議会その他の合議制の機関の設置

現個人情報保護審査会を有識者の意見を聴取する機関として、改正法における審議会とする・・・了承

- ・運用状況の公表に関する規定

現行と同様に運用状況を公表する・・・了承

○公開・非公開の別

公開

問い合わせ先

島根県個人情報保護審査会事務局（総務課文書管理室 情報公開グループ）

電話番号 0852-22-6139